

問No	Q	Answer
1	本QAは何に関するQAか。	本QAは、セーフティネット保証 5 号及び札幌市中小企業融資制度要綱第30条の規定による認定書（30条の認定書）の申請に、必要な認定手続きに関するものです。
2	売上高の減少の各基準はどの程度か。	・札幌市中小企業融資制度要綱第30条の規定による認定書 第27条第 2 号関係： 5 % 第27条第 3 号関係： 5 % ・中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号： 5 %
3	上記の基準は、小数点以下は四捨五入して良いか。	各基準値以上であることが要件となるため、四捨五入は行いません。 申請書の記載上は、小数点第 2 位以下を切り捨てて記載いただくようお願いいたします。
4	認定手続きはどのように行えばよいか。	認定にあたっては、札幌中小企業支援センター（札幌市中央区北 1 条西 2）に、必要書類をご提出ください。
5	札幌市中小企業融資制度要綱第30条の申請に必要な書類は何か。	●共通資料 ①認定申請書 ※札幌中小企業支援センターにご用意しているほか、札幌市公式ホームページ（ http://www.city.sapporo.jp/keizai/center/safetynet/sefu_net_crisis.html ）にも掲載しております。） ②認定申請書に記載する売上高等が確認できる資料（試算表、売上台帳、法人概況説明書など） ※令和 7 年 4 月 1 日より、②の資料が必須となりましたので、お気を付けください。 ③委任状（金融機関等が代理で申請する場合） ●法人の場合 ①現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（登記上、札幌市に住所がない場合は、札幌市で事業を行っていることが客観的にわかる資料（賃貸借契約書や営業許可証など）） ●個人の場合 ①事業所の所在地を確認できるもの（直近 1 期分の確定申告書、開業届、許認可証等のいずれか）

問No	Q	Answer
6	5号の申請に必要な書類は何か。	●共通資料 ①認定申請書、売上高等に関する資料 （札幌中小企業支援センターにご用意しているほか、札幌市公式ホームページ （http://www.city.sapporo.jp/keizai/center/safetynet/sefu_net_crisis.html）にも掲載しております。） ②売上高等に関する資料に記載する数値を確認出来る資料（試算表や売上台帳、法人概況書など） ※指定事業と非指定事業を行っている場合は、指定事業のみと企業全体の、それぞれの売上高等の数値がわかる資料が必要です。 ※5号（ハ）の認定要件を利用する場合は、税理士等が確認済みの試算表が必要です。 ※令和6年12月1日より、②の資料が必須となりましたので、お気を付けください。 ③申請書に記載した事業を営んでいることを確認できる資料（謄本、税務申告書、許認可証、会社案内、製品パンフレット、ホームページなど） ④委任状（金融機関等が代理で申請する場合） ●法人の場合 ①現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（登記上、札幌市に住所がない場合は、札幌市で事業を行っていることが客観的にわかる資料（賃貸借契約書や営業許可証等）） ●個人の場合 ①事業所の所在地を確認できるもの（直近1期分の確定申告書、開業届、許認可証等のいずれか）
7	必要書類については、写しでも良いか。	札幌市で様式を定めている「認定申請書」及び「売上高等に関する資料」以外は、写しで構いません。
8	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書について、発行から何か月以内のものが必要か。	明確な決まりはありませんが、社会通念上に照らして、発行から3か月以内でお願いしております。
9	認定要件に「最近1か月間の売上高等が前年同月比〇%以上減少～」とありますが、最近1か月とはいつか。	申請日時点において、直近で売上高の数値が確定している最新の月といたします。
10	複数の金融機関に認定書を提出する場合、2部申請する必要はあるか。	30条の認定書については、金融機関にて保管することになるため、2部申請が必要となります。 ただし、5号の認定書については、最終的に、金融機関を通じて北海道信用保証協会に提出されることになるため、1部のみの申請で足ります。（A金融機関に原本、B金融機関に写しを提出すれば足りる。）

問No	Q	Answer
11	認定書はいつまでに使用すればよいか。	発行日から30日以内に、信用保証協会へ保証申込みを行う必要がございます。信用保証協会へ提出する前に、金融機関の審査等もございますので、事前に金融機関等へスケジュールのご確認を行うことをおすすめいたします。
12	郵送による認定は可能か	受け付けております。 必要書類と返信用封筒を同封の上、札幌市に郵送してください。
13	創業後間もない等の特段の事情により、前年比較が困難な場合、認定は可能か。	● 5号（イ）の創業者要件に該当する場合は利用できます。 ・ 業歴1年3か月未満かつ指定事業のみを行う事業者 → 「最近1か月の売上高等が、その直近3か月間の平均売上高等に比して、5％以上減少していること」を満たす場合、認定の対象となります。※様式5号イー③をご使用ください。 ・ 業歴1年3か月未満かつ指定事業と非指定事業を行っている事業者 → 「最近1か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5％以上を占めており、かつ企業全体と指定業種それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月間の平均売上高に比して5％以上減少していること」を満たす場合、認定の対象となります。※様式5号イー④をご使用ください。
14	休業中でも認定を受けることは可能か。	「事業を行っている事業者」の方の認定制度のため、休業中（もしくは廃業済）の場合は認定の対象となりません。